株式交付に係る事前開示書類

（会社法第816条の2第1項及び同法施行規則第213条の2に定める書面）

2025年10月20日

新都ホールディングス株式会社

2025年10月20日

株式交付に係る事前開示書頬

新都ホールディングス株式会社
代表取締役　塚本　明輝

新都ホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）は、2025年10月20日付で作成した株式交付計画書（以下「本株式交付計画」といいます。）に某づき、2025年11月20日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、当社を株式交付親会社、栄新商事株式会社（以下「栄新商事」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を行います。会社法第 816条の2第1項及び会社法施行規則第213条の2に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

なお、本株式交付は、会社法第816条の4第1項に定める簡易株式交付に該当します。

記

1. 株式交付計画の内容（会社法第816条の2第1項）

別紙をご参照ください。

2. 会社法第774条の3第1項第2号に掲げる事項についての定めが同条2項に定める要件を満たすと株式交付親会社が判断した理由（会社法施行規則第213条の2第1号）

当社は、本株式交付に際して譲り受ける栄新商事の普通株式の下限を、5,600株と定めております。当社は、栄新商事の2025年10月20日の登記情報から、栄新商事の普通株式の同日現在における発行済株式総数が11,000株であること、栄新商事が同日現在において単元株制度を採用しておらず、種類株式又は新株予約権を発行していないことを確認し、同登記情報が同日現在の栄新商事の発行済の株式及び新株予約権の状況を正確に反映していること、及び、同日から株式交付の効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）までの間に、株式、新株予約権、新株予約権付社債その他栄新商事の株式に転換可能な権利の発行若しくは付与、株式の分割、併合若しくは無偕割当て、自己株式の取得その他栄新商事の総株主の議決権の数が変動しうる行為又はこれらに関する決定を行う予定がないことを栄新商事に確認いたしました。

本株式交付計画においては、当社が本株式交付に際して譲り受ける栄新商事の普通株式の数を5,600株と定めており、仮に当社が本株式交付に際して下限である5,600株の栄新商事の普通株式を譲り受けた場合、本株式交付が効力を生じる日において、当社が保有する栄新商事の議決権の数は、栄新商事の総株主の議決権の数の50.9%を占めることになると見込まれます。

以上から、当社は、本株式交付に際して譲り受ける栄新商事の普通株式の数を5,600株とする定め

が、会社法第774条の3第2項に定める要件を満たすものと判断いたしました。

2. 会社法第774条の3第1項第3号から第6号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第213条の2第2号）

開示書面をご覧ください。

3. 会社法第774条の3第1項第8号及び第9号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第213条の2第3号）

株式交付子会社となる栄新商事は新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

4. 株式交付子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第213条の2第4号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

開示書面をご覧ください。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に童要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5. 株式交付親会社について、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第213条の2第5号イ）

該当事項はありません。

6. 本株式交付が効力を生じる日以後における株式交付親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第213条の2第6号）

本株式交付に際して、会社法第816条の8第1項の規定により意義を述べることのできる債権者はおりませんので、該当事項はありません。

以上

株式交付計画書

新都ホールディングス株式会社（以下「甲」という。）は、甲を株式交付親会社、栄新商事株式会社（以下「乙」という。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」という。）を行うに当たり、次のとおり株式交付計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（株式交付子会社の商号及び住所）

乙の商号及び住所は、次のとおりである。

商号： 栄新商事株式会社

住所： 京都府宇治市広野町八軒屋谷16-2

第2条（株式交付親会社が本株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限）

甲が本株式交付に際して譲り受ける乙の普通株式の数の下限は、5,600株とする。

第3条（本株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して交付する株式及び金銭並びにそれらの割当て）

1. 甲は、本株式交付に際して、乙の普通株式の譲渡人に対して、乙の普通株式の対価として、その譲渡する乙の普通株式の合計数に1,071.5株を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
3. 前項の規定に従い、甲が乙の普通株式の譲渡人に対して交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他関係法令の規定に従い、処理する。

第4条（株式交付親会社の資本金及び準備金の額）

本株式交付により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

(1) 資本金の額　　金0円

(2) 資本準備金の額　会社計算規則第39条の2に従い甲が別途定める額

(3) 利益準備金の額　金0円

第5条（株式交付子会社の株式の譲り渡しの申込みの期日）

乙の普通株式の譲り渡しの申込みの期日は、2025年11月19日とする。ただし、甲は、本株式交付が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）を変更する場合には、当該変更と同時にこれを変更することができる。

第6条（本株式交付の効力発生日）

効力発生日は、2024年11月20日とする。但し、本株式交付に手続進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲は、これを変更することができる。

第7条（本計画の変更及び本株式交付の中止）

本計画の作成日から効力発生日までの間において、甲又は乙の財務状態若しくは経営状態に重大な

変動が発生又は判明した場合、本株式交付の実行に重大な支障となる事象が発 生又は判明した場合、その他本株式交付の目的を達成することが困難となった場合には、甲は、本計画の内容を変更し又は本株式交付を中止することができる。

2025年10月20日

東京都豊島区北大塚三丁目34番1号
新都ホールディングス株式会社
代表取締役社長　塚本　明輝